

保発0326第6号  
平成24年3月26日

地方厚生（支）局長  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）について下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 第三の2の(3)を次のように改める。

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、4の(11)に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等（基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

また、その場合にあつては、利用者に対する看護やサービス提供の質について定期的に主従の事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。

2 第三の4の(10)の③を次のように改める。

(10) 主治医との関係（基準第16条関係）

- ③ 同条第3項は、指定訪問看護事業者は、利用者について、その病状及び心身の状態に照らし、定期的に指定訪問看護の提供を継続するかどうかについて相談しなければならないこととしたものであること。具体的には、指定訪問看護の提供の要否の判定は、病状及び心身の状態に応じて適宜実施されるべきものであるが、指定訪問看護事業者は、指示書交付時等において主治医に指定訪問看護の継続の要否の相談を行い、その結果を記録書に記入しておかなければならないものであること。なお、特別訪問看護指示書交付時においても症状及び心身の状態の変化等を踏まえ、頻回な訪問看護の必要性について相談を行い、その結果を記録書に記入しなければならないものであること。

3 第三の4の(11)の④を次のように改める。

(11) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（基準第17条関係）

- ④ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。なお、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を行った場合については、病状及び心身の状態等の変化等頻回な訪問看護を行う必要性とそれに対して提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。

(参考)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(改正部分抜粋)

### 第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

#### 2 人員に関する事項

##### (3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、~~効率的な訪問看護の事業を行うことが困難であり~~4の(11)に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

また、その場合にあっては、利用者に対する看護やサービス提供の質について定期的に主従の事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。

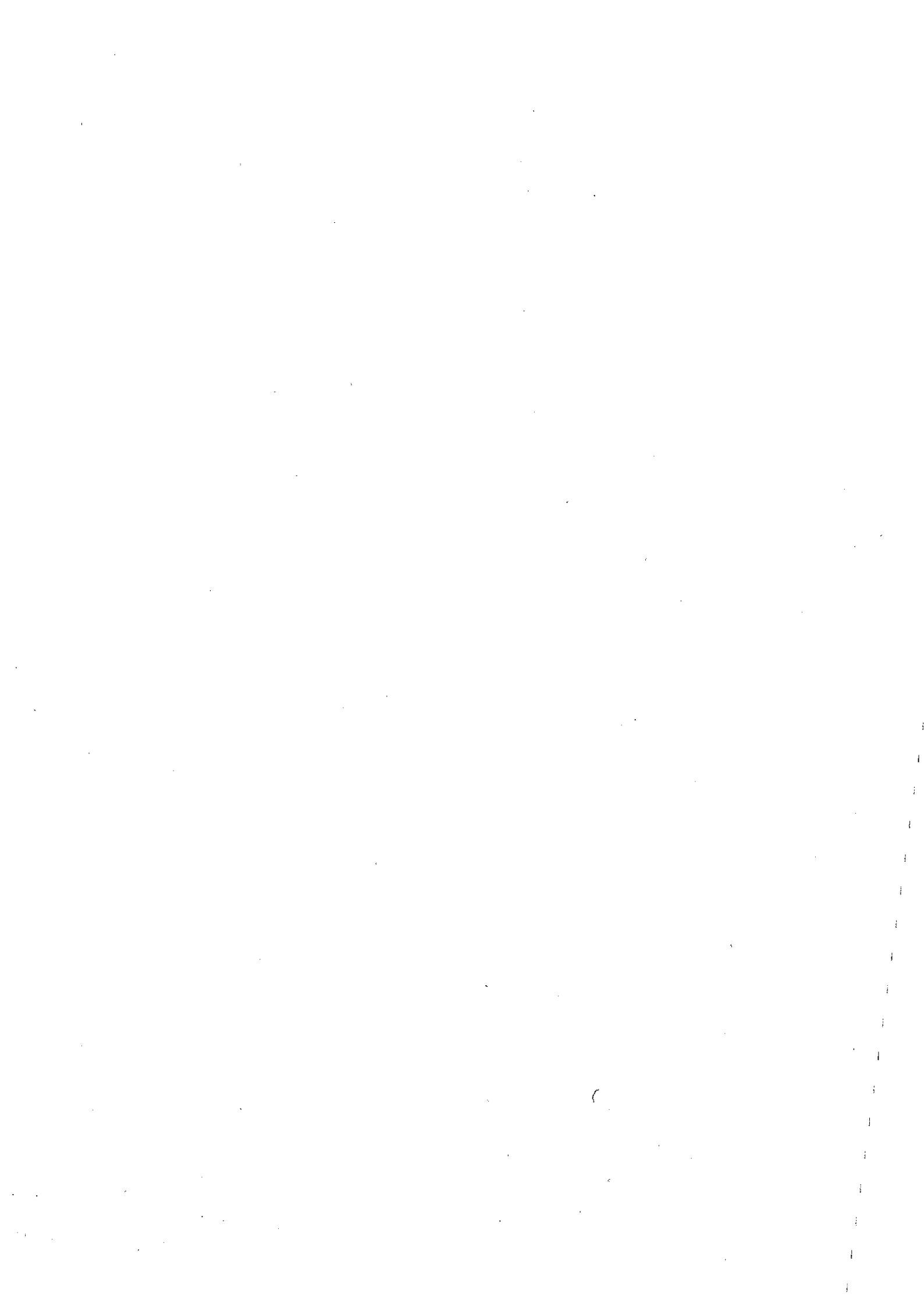
#### 4 運営に関する事項

##### (10) 主治医との関係(基準第16条関係)

③ 同条第3項は、指定訪問看護事業者は、利用者について、その病状及び心身の状態に照らし、定期的に指定訪問看護の提供を継続するかどうかについて相談しなければならないこととしたものであること。具体的には、指定訪問看護の提供の要否の判定は、病状及び心身の状態に応じて適宜実施されるべきものであるが、指定訪問看護事業者は、指示書交付時等において主治医に指定訪問看護の継続の要否の相談を行い、その結果を記録書に記入しておかなければならないものであること。なお、特別訪問看護指示書交付時においても症状及び心身の状態の変化等を踏まえ、頻回な訪問看護の必要性について相談を行い、その結果を記録書に記入しなければならないものであること。

##### (11) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成(基準第17条関係)

④ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。なお、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を行った場合については、病状及び心身の状態等の変化等頻回な訪問看護を行う必要性とそれに対して提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。



地方厚生（支）局長  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長

「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に  
基づく指定等の取扱いについて」の一部改正について

「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の  
取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）について下記のとおり改正す  
ることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対し  
て周知徹底を図られたい。

記

1 第二の1の(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の  
規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者  
に限る。以下同じ。)及び同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス  
事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下同じ。)以下  
「申請者」という。)が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出(以下「別  
段の申出」という。)を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者又は指  
定地域密着型サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の  
指定があったものとみなされるものであること。
- (2) 申請者から指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請を  
受けたとき及び指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を行  
ったときは、都道府県知事又は市町村長はその旨を地方厚生（支）局長に通知するもの

とすること。なお、市町村長は、すでに指定訪問看護ステーションの指定を受けている事業所が、当該事業所と一体的に運営する指定地域密着型サービス事業所（訪問看護の事業を行う場合に限る。以下同じ。）の指定を新たに受ける場合についても、地方厚生（支）局長に通知すること。

- (3) 都道府県知事が指定居宅サービス事業者の指定を行った場合又は市町村長が地域密着型サービス事業者の指定を行った場合において、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合にあつては、地方厚生（支）局長は、(2)の都道府県知事又は市町村長からの通知を受け、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。

2 第二の2の(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 健保法第89条第2項ただし書の規定により、申請者が別段の申出を行った場合には、健保法第89条第1項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされないこととされているところであるが、その申出に際しては、施行規則第76条の規定に従い、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請書の提出にあわせて、必要事項を記載した様式第2の申出書を当該申出に係る訪問看護を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出すること。
- (2) 施行規則第76条の規定により申出書に記載すべき事項の具体的内容は次のとおりであること。
- ① 当該申請に係る居宅サービス事業又は指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び所在地
  - ② 当該指定居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - ③ 指定訪問看護の事業を行わない旨
- (3) 申出書の提出を受けた場合には、地方厚生（支）局長は、記載事項を確認して受理するものとする。また、申出の要件を満たしているものとして申出書を受理した場合にあつては、受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するものとする。なお、当該事務を実施するに当たっては、地方厚生（支）局及び都道府県介護保険主管部（局）又は市町村介護保険主管部（局）の間で十分な連携をとりつつ行われたいこと。

3 第二の3の(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 健保法及び介護保険法の各法に基づき、双方の指定訪問看護の指定を受けている事業者が、健保法第93条又は介護保険法第75条の規定により当該指定に関する変更等の届出を行う場合は、各法の規定に基づき、健保法上の指定訪問看護については地方厚生（支）局長に対して、介護保険法上の指定訪問看護については都道府県知事又は市町村

長に対して、それぞれ別に行う必要があること。

- (2) 地方厚生（支）局長又は都道府県知事若しくは市町村長に対して事業者からの変更等の届出があった場合には、当該事業者が健保法及び介護保険法の両方の指定を受けている者であるか否かを確認し、両方の指定を受けている者である場合については、当該事業者に対し、改めて(1)について説明する必要があること。
- (3) 地方厚生（支）局長又は都道府県知事若しくは市町村長が、変更等に係る届出を受理するにあたっては、相互に連携し、同日付けで受理するよう努めること。

4 様式第1及び様式第2を別紙のように改める。

(表 面)

※ 番 号			
※ 指定訪問看護ステーションコード			
① 訪問看護ステーション	名 称		
	所 在 地		
② 申請者氏名・法人代表者氏名	名 称		
	主たる事業所の所在地		
	法 人 代 表 者 氏 名		
③ 管 理 者	氏 名		
	保健師・助産師・看護師	保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号	
④ 指定を受けた場合の当該指定に係る訪問看護等の事業の開始予定年月日	年 月 日		
⑤ ①の主たる所在地以外の場所で一部実施する事業所	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
⑥ 健康保険法第89条第4項第4号から第6号までのいずれか(指定欠格事由)に該当	有 ・ 無	該当する法律名	
		内 容	
		該 当 年 月 日	
		処 分 権 者 等	

上記のとおり申請します。  
 平成 年 月 日  
 地方厚生(支)局長 殿  
 申請者の名称及び主たる事業所の所在地  
 代表者の職名及び氏名  
 印



(裏 面)

記入上の注意

- 1 ③の欄は、該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 ⑤の欄は、指定欠格事由に該当しない場合（平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合を含む。）は無を○で囲み、有を○で囲んだ場合は次の該当する法律名を記載すること。  
また、内容欄には、指定欠格事由の内容及び非該当となる年月日を記載すること。

該当法律

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ・ 健康保険法      | ・ 国家公務員共済組合法  |
| ・ 船員保険法      | ・ 国民健康保険法     |
| ・ 医師法        | ・ 薬事法         |
| ・ 歯科医師法      | ・ 薬剤師法        |
| ・ 保健師助産師看護師法 | ・ 地方公務員等共済組合法 |
| ・ 医療法        | ・ 高齢者医療確保法    |
| ・ 私立学校教職員共済法 |               |

※印の欄には記入しないこと。

様式第2

(表 面)

		※ 受 理 番 号
①訪問看護ステーション	名 称	
	所 在 地	
②事業者名・代表者氏名等	名 称	
	主たる事業所の所在地	
	代表者氏名及び住所	
<p>上記のとおり、指定訪問看護等の事業を行わない旨を申し出ます。</p> <p>平成 年 月 日 <span style="float: right;">申請者の名称及び主たる事業所の所在地</span></p> <p>地方厚生（支）局長 殿 <span style="float: right;">代表者の職名及び氏名 <span style="margin-left: 20px;">印</span></span></p>		

(裏 面)

<p>備考</p> <p>1 申出書は、正副2通提出のこと。</p> <p>2 ※印の欄には、記入しないこと。</p>
---

(参考)

指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて(平成12年3月31日保発第72号・老発第400号・抜粋)

第二 健保法第89条第2項の規定に基づき指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合の取扱いについて

1 指定があったものとみなされる場合について

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下同じ。)及び同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下同じ。)以下「申請者」という。)が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出(以下「別段の申出」という。)を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の指定があったものとみなされるものであること。
- (2) 申請者から指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請を受けたとき及び指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を行ったときは、都道府県知事又は市町村長はその旨を地方厚生(支)局長に通知するものとする。なお、市町村長は、すでに指定訪問看護ステーションの指定を受けている事業所が、当該事業所と一体的に運営する指定地域密着型サービス事業所(訪問看護の事業を行う場合に限る。以下同じ。)の指定を新たに受ける場合についても、地方厚生(支)局長に通知すること。
- (3) 都道府県知事が指定居宅サービス事業者の指定を行った場合又は市町村長が地域密着型サービス事業者の指定を行った場合において、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合にあっては、地方厚生(支)局長は、(2)の都道府県知事又は市町村長からの通知を受け、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。
- (4) 地方厚生(支)局長は、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされたものも含め、指定訪問看護ステーションに関する指定台帳を作成し、その管理等を行うこととすること。

2 指定訪問看護事業者の別段の申出について

- (1) 健保法第89条第2項ただし書の規定により、申請者が別段の申出を行った場合には、健保法第89条第1項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされないこととされているところであるが、その申出に際しては、施行規則第76条の規定に従い、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請書の提出にあわせて、必要事項を記載した様式第2の申出書を当該申出に係

- る訪問看護を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生(支)局長に提出すること。
- (2) 施行規則第76条の規定により申出書に記載すべき事項の具体的内容は次のとおりであること。
- ① 当該申請に係る居宅サービス事業又は指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び所在地
  - ② 当該指定居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - ③ 指定訪問看護の事業を行わない旨
- (3) 申出書の提出を受けた場合には、地方厚生(支)局長は、記載事項を確認して受理するものとする。また、申出の要件を満たしているものとして申出書を受理した場合にあっては、受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するものとする。なお、当該事務を実施するに当たっては、地方厚生(支)局及び都道府県介護保険主管部(局)又は市町村介護保険主管部(局)の間で十分な連携をとりつつ行われたいこと。

### 3 変更等の届出について

- (1) 健保法及び介護保険法の各法に基づき、双方の指定訪問看護の指定を受けている事業者が、健保法第93条又は介護保険法第75条の規定により当該指定に関する変更等の届出を行う場合は、各法の規定に基づき、健保法上の指定訪問看護については地方厚生(支)局長に対して、介護保険法上の指定訪問看護については都道府県知事又は市町村長に対して、それぞれ別に行う必要があること。
- (2) 地方厚生(支)局長又は都道府県知事若しくは市町村長に対して事業者からの変更等の届出があった場合には、当該事業者が健保法及び介護保険法の両方の指定を受けている者であるか否かを確認し、両方の指定を受けている者である場合については、当該事業者に対し、改めて(1)について説明する必要があること。
- (3) 地方厚生(支)局長又は都道府県知事若しくは市町村長が、変更等に係る届出を受理するにあたっては、相互に連携し、同日付けで受理するよう努めること。